

意見提出手続

令和7年10月31日

市民の皆様へ

旭川市長 今津 寛介

高齢者バス料金助成制度・寿バスカード交付時負担金の改定（案）に対する  
意見提出手続の実施について

本市では、70歳以上の方を対象として「高齢者バス料金助成乗車証」（寿バスカード）を交付し、バス料金を助成することで積極的な社会参加を促進する「高齢者バス料金助成制度」を実施しています。

この制度の実施に伴う費用は、寿バスカード利用者、バス会社、旭川市の3者で負担する形となりますが、平成18年度から続く現在の制度では、近年のバス料金値上げ分がすべて市の負担となり、市の負担割合が大きくなっているところです。

この制度は継続したほうが良いとの意見を多くいただいているところであり、そのためには、バス料金値上げ分は一定程度、制度の受益者である寿バスカード利用者に御負担いただくことが必要であると考えております。

現在の制度では、寿バスカード利用者の負担は、カード交付時の負担金として年間2千円とバス乗車時1回100円<sup>(注)</sup>としておりますが、このうち交付時の負担金を増額することで利用者に御負担いただく方法を検討しております。

つきましては、高齢者バス料金助成制度・寿バスカード交付時負担金の改定についての意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

（注）身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は負担金1千円、乗車時1回50円。また、交付時の負担金は、寿バスカードの残りの有効期間に応じて減額しています。

1 意見募集期間

令和7年10月31日（金）～令和7年12月12日（金）

2 意見募集のテーマ

「高齢者バス料金助成制度・寿バスカード交付時負担金の改定」についての意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課高齢者支援係

電話：(0166) 25-6457 FAX：(0166) 29-6404

電子メール：buschosa@city.asahikawa.lg.jp

#### 4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は原則として日本語のみとします。）

(1) 郵送又は持参

(2) ファクシミリ送信

(3) 電子メール（Eメール）送信

\* 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。

(4) 電子申請

\* 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1223646>



(5) その他

各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函することもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く。）。

\* 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

(ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）

(イ) 意見提出者の区分～「意見書」を御覧ください。

(ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称～「高齢者バス料金助成制度・寿バスカード交付時負担金の改定」と記載してください。

#### 5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、長寿社会課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページ（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）でもお知らせします。

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報を除く。）。



---



---



---



---



---



---

**【注意事項】**

- ※ 匿名の意見、本施策と無関係な意見、賛否のみの意見は、回答・公表・計上の対象とはいたしません。
- ※ 個別に要望等がある場合は、意見提出手続とは別に担当課又は広報広聴課にお寄せください。

**【意見提出者の区分】**

1 から 5 までのうち、該当するもの一つを丸で囲み、（ ）内に必要事項を記入してください。

- 1 市内に住所がある方
- 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体  
事務所・事業所の名称  
所在地
- 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方  
勤務先の名称  
所在地
- 4 市内にある学校に在学している方  
学校の名称  
所在地
- 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方  
(利害関係の内容 )

個別回答の要否

要  不要

※個別の回答を希望する方は、「要」にチェックを記入してください。

\* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難しい場合は、この様式に準ずる別の様式を用いることができます。

# 高齢者バス料金助成制度 寿バスカード交付時負担金の改定について

## 目次

項目	ページ
1 高齢者バス料金助成制度の概要	2
2 制度の実施に要する費用の状況	3
3 寿バスカード交付時負担金	4
4 寿バスカード交付時負担金の改定案	5
5 寿バスカード交付時負担金の改定に伴う措置	6
6 検討の経過	6

令和7年（2025年）10月 旭川市

# 1 高齢者バス料金助成制度の概要

## 【制度の概要と実績】

- 本制度は、多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に対して高齢者バス料金助成乗車証（以下「寿バスカード」という。）を交付することにより、高齢者の積極的な社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。
- この制度は、高齢者の福祉の増進はもとより、介護予防の取組としても効果が期待できることから、必要な見直しを行いながら、継続をしていきます。
- 本市では、制度を安定的に継続するため、制度運営に関する現状と課題や課題対応に向けた当面の対応について検討をしてきました。
- その結果、制度を安定的に継続するためには、これまでのバス運賃改定への対応が必要であり、制度の受益者である寿バスカード利用者に、負担をしていただくことが必要であると考えています。

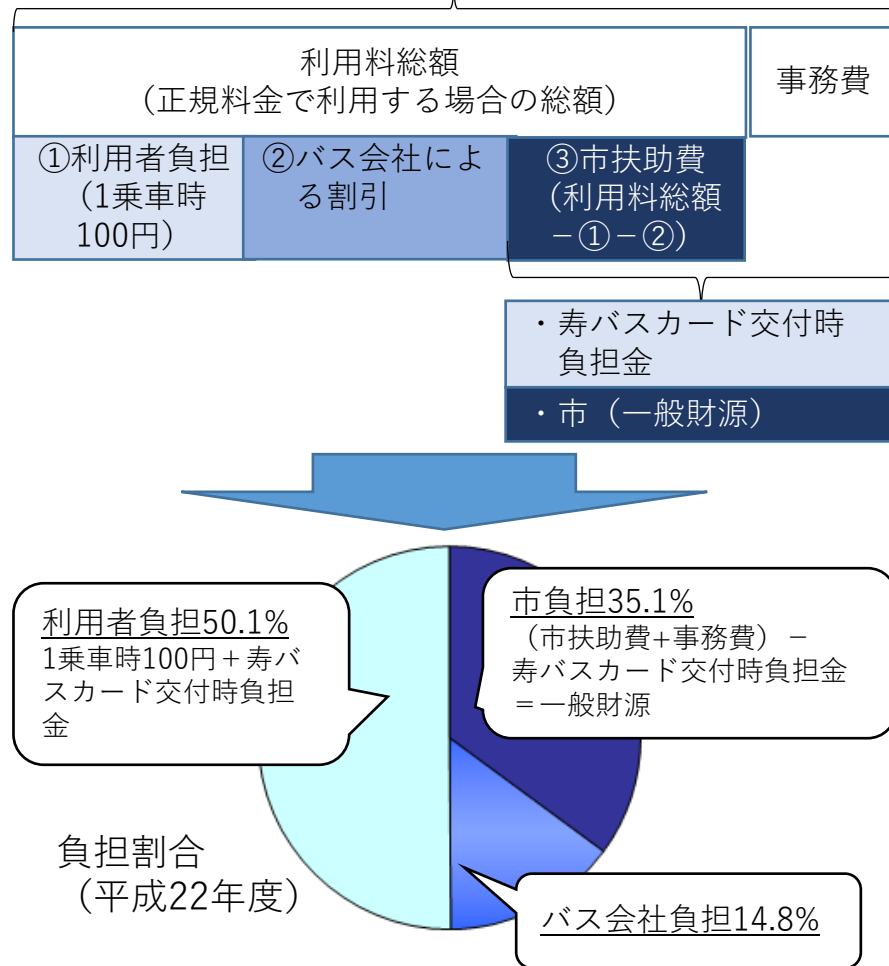
項目	内容
対象年齢	市内に住所を有する70歳以上の高齢者で年度内に70歳に到達する方も含みます。
乗車時の負担	市内の乗降に限り、1乗車につき100円の負担が必要です。
利用上限	利用額や利用回数の上限は、ありません。
利用方法	寿バスカードの交付を受ける必要があり、その際に2,000円の負担を求めています。
令和6年度実績 ( )は前年度との増減率	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 寿バスカード交付者数 24,547人 (▲2.3%)</li><li>・ 総利用回数1,789,514回 (▲2.7%)</li><li>・ 事業費決算額258,467,593円 (12.5%)</li></ul>

対象年齢の高齢者のうち、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、一乗車時の負担及び寿バスカード交付時の負担をそれぞれ1/2に軽減しています。

## 2 制度の実施に要する費用の状況

- 制度の実施に要する費用は、利用者、バス会社、市の3者が負担しています。
- 利用者は、1乗車時当たり100円と寿バスカード交付時の2,000円を負担し、バス会社は、独自の運賃割引をする現在の形は、平成18年度にできあがりました。
- 市は、制度の実施に要する費用（正規料金で利用する場合のバス料金の総額と事務費の合計）から、利用者が負担している額とバス会社の割引分を除いた額を負担しています。
- 利用者、バス会社、市の3者による負担の割合は、現在の形ができあがって間もない平成22年度決算の状況で見ると、利用者50.1%、市35.1%、バス会社14.8%でした。
- 1乗車時100円は利用者の利便性を考えて、バス会社による独自の割引は、毎年度、各バス会社と協議しながら決めています。
- 寿バスカード交付時負担金は、次ページをご覧ください。

### 制度の実施に要する費用



### 3 寿バスカード交付時負担金

○寿バスカード交付時の負担金は、1か月当たり1往復分の料金相当額として金額を定めました。具体的な算出方法は、次のとおりです。

$$\text{交付時の負担金（年額）} = (\text{片道分の運賃平均額} - \text{寿バスカード利用時の乗車料金}) \times 2\text{回} \times 12\text{か月}$$

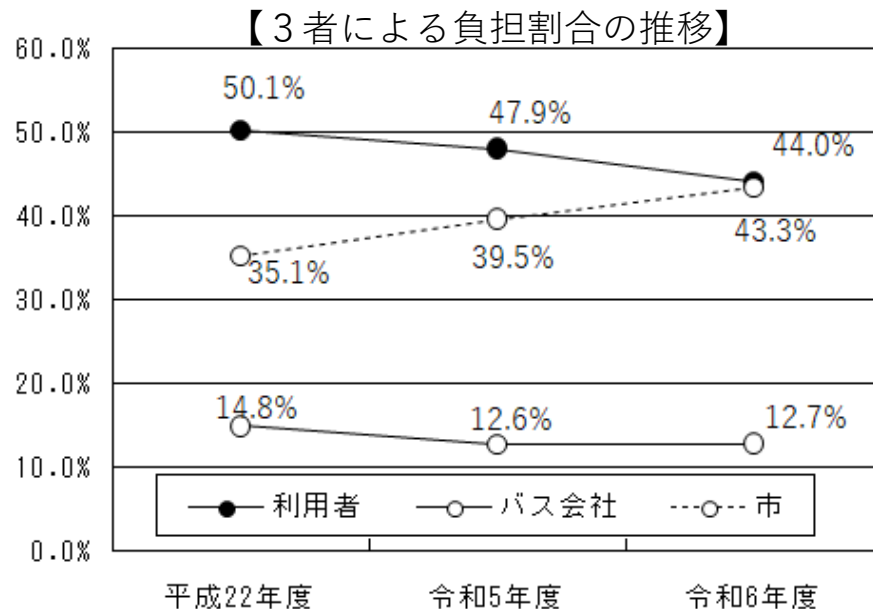
注) 2回は往復分とするため、12か月は年額とするためにかけています。

○片道分の運賃平均額は、各路線の単価平均を使用しているため、バス運賃値上げがあった場合は、それに連動して、寿バスカード交付時負担金の額も増額することとなります。

○これまでのバス運賃改定により、片道分の運賃平均額は、平成18年度の約220円から、**令和5年度は246円、令和6年度は269円**に上昇しています。

○市は、これまで、利便性の点から、寿バスカード交付時負担金の改定期や改定の頻度について、慎重に検討してきました。

○令和6年度のバス運賃改定の結果、3者による負担割合のうち、特に、利用者負担の低下と市負担の増加が顕著となっていることから、制度を安定的に継続するため、今回、寿バスカードの交付時負担金の改定を進めることとしました。



## 4 寿バスカード交付時負担金の改定案

### 【改定額】

- 寿バスカード交付時負担金は、令和6年度の片道分の運賃平均額269円を元に算出すると4,056円となるため、**改定案として4,000円**を検討しています。
- 3者の負担割合は、この改定案を令和6年度実績に当てはめると、利用者が50%台前半、市が35%前後になる見込みです。

	改定後	現行
運賃平均（片道）	269円	220円
算出額	4,056円	2,880円
<b>負担金の額</b>	<b>4,000円</b>	<b>2,000円</b>

### 【改定の進め方】

- 改定案4,000円は、現行の負担金額2,000円と比較して2倍になるため、緩和措置を講じ、2か年度で改定を進めることを検討しています。
- 改定は、令和8年度分の寿バスカード**からの実施を想定しています。
- なお、寿バスカード交付時負担金以外の変更は予定していないので、対象年齢、乗車時の負担、利用上限額の扱い（利用額や利用回数の制限なし）は、現行どおりです。

改定の進め方	
令和8年度の 寿バスカード	（緩和措置） 3,000円
令和9年度の 寿バスカード	4,000円

## 5 寿バスカード交付時負担金の改定に伴う措置

- 寿バスカード交付時負担金の改定に伴い、残りの有効期間に応じた負担金の減額についても改定します。
- 寿バスカードの有効期間が1か月短くなるごとに負担額から一定の額を差し引くという考え方に変更はありません。改定による交付時負担金の変化の割合と同じ割合で、減じる額も変更します。
- 改定後の1か月当たりの減額は320円、緩和措置の期間中の1か月当たりの減額は240円とします。

### 【寿バスカードの残り有効期間に応じた負担金の減額】

	改定後	緩和措置時	現行
<b>1か月当たりの額</b>	<b>▲320円</b>	<b>▲240円</b>	<b>▲160円</b>
<b>【1か月毎の具体額】</b>			
有効期間の残りが11か月超	4,000円	3,000円	2,000円
10か月超～11月以下	3,680円	2,760円	1,840円
9か月超～10か月以下	3,360円	2,520円	1,680円
:	:	:	:
1か月超～2か月以下	800円	600円	400円
有効期間の残りが1か月以下	480円	360円	240円

## 6 検討の経過

- 市は、寿バスカード交付時負担金改定に当たり、令和5年度に「高齢者バス料金助成制度に関するアンケート調査」を実施し、それらの内容も参考としながら令和7年4月に「高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方」として、制度の現状と課題のほか、課題対応に向けた当面の進め方を整理しました。
- その後、令和7年6月に市長の附属機関である旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で調査審議を行っています。それぞれの内容は、市ホームページ（福祉保険課）でご覧いただけます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/40000000/40050000/pagelist.html>